



労政ニュース

編集・発行 東大阪市荒本北1丁目1番1号 東大阪役所 都市魅力産業スポーツ部
労働雇用政策室 TEL 06-4309-3178 FAX 06-4309-3846

会社・お店の
＜福利厚生＞は
『ゆとりと共済』に
ゆとりと共済事務局
TEL 06-4309-2315

事業主のみなさまへ

1 『東大阪市トライアル雇用支援金』のお知らせ

東大阪市では、国（ハローワーク）のトライアル雇用を実施している市内事業所の事業主の皆さまにトライアル雇用支援金を支給しています。

1. 受給対象となる事業主：国のトライアル雇用助成金（※）の支給を受けている市内事業所の事業主の方で、助成金の対象となる**市内在住**の求職者を、**市内事業所**で雇用する事業主

（※）〔 ①一般トライアルコース ②障害者トライアルコース 〕

2. 支給期間：最長で3ヶ月間支給します。

3. 支給金額：対象労働者1人につき月額20,000円支給します。

4. 申請期間：国のトライアル雇用助成金支給決定後、**2ヵ月以内に申請**



2 『東大阪市障害者雇用奨励金』のお知らせ

東大阪市では、障害者を常用労働者として雇用する市内事業所の事業主の皆さまに、障害者の雇用促進を目的として、障害者雇用奨励金を支給しています。（※国の助成制度については次ページ参照）

1. 受給できる事業所（事業主）

市内在住の障害者を、次のどちらかの要件で常用労働者として**市内事業所**で雇用する事業主

- ① 国の特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の支給を受け、受給期間終了後も継続して同一の障害者を常用労働者として雇用する事業主
- ② 適応訓練または障害者職業能力開発訓練施設等を修了した障害者を常用労働者として雇用する事業主

2. 支給期間 最長で12ヵ月間支給します。

3. 支給金額 雇用した障害者1人につき 月額15,000円支給します。

4. 申請期間 ①の場合は、特定求職者雇用開発助成金の助成対象期間が終了した日から**2ヵ月以内に申請**
②の場合は、雇用した日から **2ヵ月以内に申請**

☆☆様式は、両申請共にウェブサイトからダウンロードすることができます☆☆

東大阪市のウェブサイト ➡ 各課一覧 から

➡ 都市魅力産業スポーツ部 労働雇用政策室 ➡ 事業主支援 にアクセスしてください。

URL：<http://www.city.higashiosaka.lg.jp/soshiki/44-4-0-0-03.html>



事業主支援
2次元バーコード

◇問合せ先◇

東大阪市 都市魅力産業スポーツ部 労働雇用政策室
TEL 06-4309-3178 FAX 06-4309-38

3 奨学金返還支援(代理返還)制度を利用しませんか？

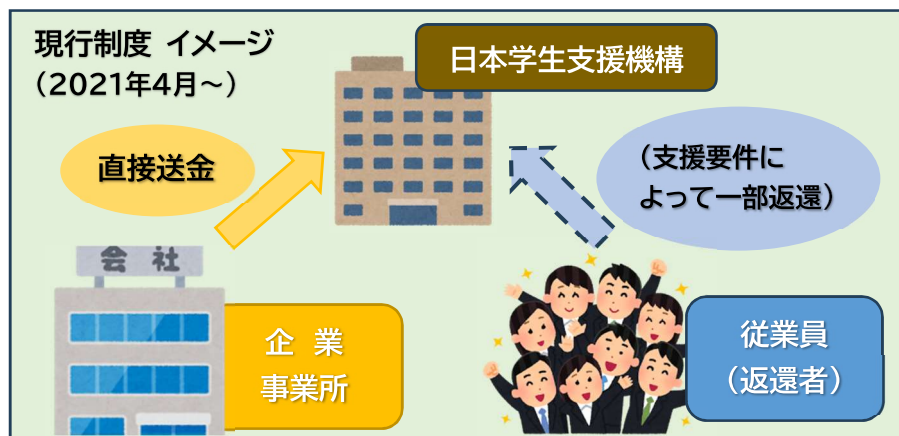
企業による奨学金返還支援（代理返還）制度について

企業が従業員の奨学金返還を支援する取組について、制度がより利用しやすくなっています。

従来は、企業から従業員へ直接支援金を支給する方法のみでしたが、現在では、日本学生支援機構（令和3年4月～）や大阪府育英会（令和4年7月～）などの奨学金貸与団体へ、企業が返還金を直接送金することが可能となっています。

✓本制度は、すでに奨学金返還支援を実施している企業に加え、これから新たに導入を検討する企業もご利用いただけます。

✓人材の確保や定着につながる取組として、従業員の将来を応援する本制度の活用をぜひご検討ください。



◇想定されるメリット

- 企業にとっては給与として損金算入ができるほか、「賃上げ促進税制」の対象になり得るので、法人税の減額が見込まれます。
- 返還者にとって支援を受けた金額については、所得税が非課税になる可能性があります。
- 【社会保険料の取扱い】支援金は原則として、標準報酬月額算定基礎となる「報酬等」に含まれません。
- 本制度を利用する企業は、希望すれば機構のホームページに掲載されるとともに、大学などにも紹介されますので、採用活動におけるPRに繋がります。

◇申請について➡本制度の利用にあたっての詳細については、各ホームページをご覧ください

↓独立行政法人日本学生支援機構ホームページ↓

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kigyoshien/index.html> 👍👍👍

↓公益財団法人大阪府育英会↓

<https://www.fu-ikuei.or.jp/dairihenkan/> 👍👍👍



◆お問合せ◆

■【独立行政法人 日本学生支援機構 奨学事業戦略部 奨学事業総務課】

TEL:03-6743-6029 FAX:03-6743-6679

■【公益財団法人大阪府育英会 返還収納課】

TEL:06-6357-6273 FAX:06-6357-6201



総合経済対策の推進で中小企業等の賃上げが支援されます

- ▶ 昨年末にとりまとめられた「総合経済対策」で、政府は生活の安全保障・物価高対策への対応、危機管理投資・成長投資による強い経済の実現などを目指す施策を推進することとしています。
- ▶ 対策の中で、賃上げ環境の整備を図るため、最低賃金引上げに対応する中小企業等が賃上げと設備投資等をする場合、最大 600 万円が助成される業務改善助成金の活用を図るとしています。

【事業概要】

生産性向上に資する設備投資などを実施し、業務改善を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部が助成されます。

【対象事業場】

事業場内最低賃金と地域別最低賃金(大阪府は 1,177 円)の差額が 50 円以内である中小企業事業者

【助成上限額】

引上げる 労働者数	引上げ額			
	30 円	45 円	60 円	90 円
1 人	30(60)	45(80)	60(110)	90(170)
2～3 人	50(90)	70(110)	90(160)	150(240)
4～6 人	70(100)	100(140)	150(190)	270(290)
7 人以上	100(120)	150(160)	230	450
10 人以上	120(130)	180	300	600

単位:万円 ()内は事業規模 30 人未満

【助成率】

大阪は 3/4

【対象となる設備投資】

○生産性向上に資する設備投資、コンサルティング等が助成の対象となります。
○機器・設備の導入例としては、POS レジシステム、リフト付き特殊車両など。コンサルティングの例としては、顧客回転率の向上を目的とした業務フローの見直しなどです。

【助成例】

○事業場内最低賃金が 1,180 円

○8 人の労働者を 1,240 円まで引き上げ(引上げ額 60 円)→助成上限額は 230 万円

○設備投資の額は 600 万円 →230 万円が助成されます。

450 万円
(=600 万円×3/4)
(設備投資費用×助成率)

>

230 万円
(=助成上限額)
(引き上げ額 60 円の助成上限額)

お問合せ : TEL **0120-366-440**

■【業務改善助成金コールセンター】

申請書の提出先:大阪労働局雇用環境均等部



最低賃金引き上げに向けた環境の整備や助成金、働き方改革については、

■【大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター(厚生労働省委託)】でも相談を受け付けています。

お問合せ : TEL **0120-068-116**